

# 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（素案）

## 1 改正の趣旨

道では、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成20年4月1日施行）（以下「北海道産業振興条例」という。）」に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力強化を図ることを目的とした助成措置を施行規則において定めています。

北海道産業振興条例では、その実効性を確保するため、附則第5項において、「社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととしており、前回（平成28年度）の見直しから5年が経過したことから、助成制度の点検を行いました。

その結果を踏まえ、ポストコロナやゼロカーボン社会の実現に向けた取組の広がり、デジタルトランスフォーメーションの加速化などといった社会経済情勢の変化に的確に対応するため、企業立地の促進及び中小企業の競争力強化のための助成制度の改正を行うこととします。

## 2 改正内容

別紙1 北海道産業振興条例に基づく助成措置の改正素案（企業立地の促進）

別紙2 北海道産業振興条例に基づく助成措置の改正素案（中小企業の競争力強化）

## 3 参考資料

参考資料1 北海道産業振興条例（通称）の概要